なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

１．提出年月日　　平成　　年　　月　　日

２．建築場所

（理由）

（備考）

様式第十一（第七条第一項関係）（日本工業規格Ａ列４番）　　［様式を加える。］

（第一面）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第２項の規定による計画通知書

年　　月　　日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関　　殿

第　　号

平成　　年　　月　　日

通知者官職　　印

設計者氏名　　印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第２項（同法第15条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知します。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員印	係員印	

（注意）

１．第二面から第七面までとして別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

２．別記様式第一の（注意）に準じて記入してください。